

**食料品価格高騰重点支援事業
(みどり市お米引換券交付事業)
みどり市お米引換券取扱店募集要領**

1 発行の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、経済的な負担が増加している市民生活を応援するとともに、市内での消費を促し、地域経済の循環を図るために、食料品価格高騰重点支援事業（みどり市お米引換券交付事業）を実施します。

2 お米引換券の発行について

- (1) 名 称 みどり市お米引換券（以下「引換券」という。）
- (2) 発 行 者 みどり市
- (3) 交付対象者 令和7年11月1日時点において市内に住所を有している、
住民税非課税世帯（約4,900世帯）
- (4) 引換券交付額 1世帯あたり4,500円分（引換券1枚）
- (5) 発 行 額 22,050千円〔予定〕（4,900世帯×4,500円券）
- (6) 交 付 方 法 世帯主へ郵送
- (7) 使 用 期 間 お米引換券到着の日から令和8年2月28日まで（予定）

3 取扱店における厳守事項

- (1) 引換券は米（精米・玄米）の販売のみにおいて使用可能としてください。
- (2) 引換券と現金の交換はできません。
- (3) 引換券の額面に購入金額が満たない場合でも、つり銭は出せません。
また、不足分は使用者から現金等で受け取ってください。
- (4) 使用期間を過ぎた後は、引換券は使用できませんので受け取らないでください。
- (5) 引換券の紛失及び盗難に関し、市はその責を負いません。

4 引換券の使用対象とならないもの

- (1) 米以外のもの
- (2) 現金との換金（※事業者による換金を除く）

5 取扱店の参加資格

みどり市内に店舗等があり、かつ本社または本店が市内にある事業者であって、
次の(1)から(4)に該当しない事業者に限り引換券を取り扱えるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第
2条5項に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行
なっている事業者
- (3) 米を取扱っていない事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 、暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、取扱店表示 (配布するのぼり旗等の掲示物) を使用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用者が持ち込んだ引換券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。
色合いが明らかに違う、偽造された引換券と判別できるなどの場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ連絡したうえで、みどり市保健福祉部社会福祉課まで報告してください。
- (3) 引換券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記載 (ゴム印可) することとし、既に取扱店名の記載がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 引換券の第三者との交換及び売買は行わないでください。使用期間中における取扱店で使用された引換券のみ換金可能です。
- (5) 使用者から受け取った引換券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責任とし、市はその責を負いません。
- (6) 群馬県暴力団排除条例及びみどり市暴力団排除条例を遵守してください。

7 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」をみどり市社会福祉課(大間々庁舎)へ提出してください。

なお、商工会(下記②もしくは③)でも受付しています。

「取扱店登録申請書」は、市ホームページからダウンロードできるほか、市内商工会に配置しております。

※みどり市ホームページ: <https://www.city.midori.gunma.jp/>

(2) 申請書の提出先

①みどり市保健福祉部社会福祉課(大間々庁舎)

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511

TEL: 0277-76-0975 FAX: 0277-76-9089

②みどり市商工会 本所

〒376-0101 みどり市大間々町大間々1549

TEL: 0277-73-6611 FAX: 0277-72-2588

③笠懸町商工会

〒379-2313 みどり市笠懸町鹿3003-1

TEL: 0277-76-2507 FAX: 0277-76-7814

(3) 申請期間

令和7年11月28日まで

※申請〆切りを過ぎた場合は令和7年12月19日まで受付をします。随時、みどり市ホームページ等に掲載し、お知らせしますが市民への配布はありません。

(4) 申請後の審査・承認

申請された事業者は、市の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には、後日「取扱店証明書」を送付します。

(5) その他

市内に複数の店舗がある場合には、個別の店舗ごとに申し込んでください。
(店舗ごとに申請書を作成)

8 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、令和8年2月28日までに使用された引換券に必要書類を添えて、市内の新田みどり農業協同組合で手続きとなります。

(2) 換金申請に必要なもの

①使用済みどり市お米引換券

※取扱店証明書に記載されている店名を裏面に記載してください。取扱店証明書の記載事項と異なる場合には換金できませんので予めご了承ください。

②換金申請書

③みどり市お米引換券取扱店証明書（提示をするのみ）

④本人確認書類

(3) 換金期間

令和8年1月上旬～令和8年3月上旬を予定

※詳細は後で通知します。

(5) 支払い

新田みどり農業協同組合で申請内容を確認後、即日、お支払いをさせていただく予定です。

9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、みどり市保健福祉部社会福祉課へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、市ホームページなどにより広報します。

＜問い合わせ先＞

みどり市保健福祉部社会福祉課（大間々庁舎）

〒376-0192 みどり市大間々町大間々1511

TEL : 0277-76-0975 FAX : 0277-76-9089